事　業　報　告　書
（自　令和７年６月１日　至　令和８年５月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　吉井会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特別医療法人　　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　　■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　熊本市東区健軍本町52-3

(3) 設立認可年月日　　平成17年10月17日

(4) 設立登記年月日　　平成17年10月19日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称 医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	吉井皮ふ科 4310127008	熊本市東区健軍本町52-3	無

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年７月22日　令和６年度年度決算の決定

令和８年５月31日　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) そ　の　他

特になし

様式２

法人名　医療法人　吉井会

所在地　熊本市東区健軍本町52-3

※医療法人整理番号	0	1	3	9	3

財　産　目　録

（令和8年5月31日現在）

１．資　産　額	71,140	千円
２．負　債　額	7,307	千円
３．純　資　産　額	63,833	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		19,658
Ｂ　固　定　資　産		51,482
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	71,140
Ｄ　負　債　合　計		7,307
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	63,833

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－４

法人名　医療法人　吉井会

所在地　熊本市東区健軍本町52-3

※医療法人整理番号	0	1	3	9	3

貸　借　対　照　表

（令和8年5月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	19,658	Ⅰ 流動負債	4,717
Ⅱ 固定資産	51,482	Ⅱ 固定負債	2,590
1 有形固定資産	7,976	負債合計	7,307
2 無形固定資産	432	純資産の部	
3 その他の資産	43,074	科目	金額
		Ⅰ 出資金	8,000
		Ⅱ 積立金	55,833
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	63,833
資産合計	71,140	負債・純資産合計	71,140

様式４－２

法人名　医療法人　吉井会

所在地　熊本市東区健軍本町52-3

※医療法人整理番号	0	1	3	9	3

損　益　計　算　書

（自　令和7年6月1日　　至　令和8年5月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事業損益	
A　本来業務事業損益	
1　事業収益	99,302
2　事業費用	99,785
本来業務事業損失	483
B　附帯業務事業損益	
1　事業収益	
2　事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	483
Ⅱ　事業外収益	513
Ⅲ　事業外費用	0
経常利益	30
Ⅳ　特別利益	74
Ⅴ　特別損失	
税引前当期純利益	104
法人税等	94
当期純利益	10

(注)　1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名　医療法人　吉井会

所在地　熊本市東区健軍本町52-3

※医療法人整理番号	0	1	3	9	3

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし									

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
該当なし							

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　吉井会
理事長　吉井　章　殿

私は、医療法人吉井会の令和７会計年度（令和７年６月１日から令和８年５月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年７月24日
医療法人　吉井会
監　事　　吉井　隆一